



## ② 特別支援学校教諭問題の解答について (注意)

1. 解答はすべて、別紙のマークシートに記入すること。
2. マークシートは、電算処理するので、折り曲げたり、汚したりしないこと。また、マーク欄はもちろん、余白にも不要なことを書かないこと。
3. 記入は、HBまたはBの鉛筆を使って、ていねいに正しく行うこと。(マークシート右上の記入方法を参照) 消去は、プラスチック消しゴムで念入りに行うこと。
4. 名前の記入 名前を記入すること。
5. 教科名の記入 教科名に「特別支援学校教諭」と記入すること。
6. 受験番号の記入 受験番号欄に5けたの数で記入したのち、それをマークすること。
7. 解答の記入
  - ア. 小問の解答番号は1から39までの通し番号になっており、例えば、25番を 

25
----

 のように表示してある。
  - イ. マークシートのマーク欄は、すべて1から0まで10通りあるが、各小問の選択肢は必ずしも10通りあるとは限らないので注意すること。
  - ウ. どの小問も、選択肢には①、②、③……の番号がついている。
  - エ. 各問いに対して一つずつマークすること。

(マークシート記入例)

フリガナ	コウベクロウ	教科名	特別支援学校教諭
名前	神戸太郎		

数字で記入……

受験番号					小問番号	解答記入欄	小問番号	解答記入欄	小問番号	解答	
						1 - 25		26 - 50		51	
	1	2	3	4	0	1	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	26	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	51	0 0 0 0
	0	0	0	0	0	2	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	27	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	52	0 0 0 0
	0	0	0	0	0	3	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	28	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	53	0 0 0 0
	0	0	0	0	0	4	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	29	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	54	0 0 0 0
	0	0	0	0	0	5	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	30	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	55	0 0 0 0
	0	0	0	0	0	6	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	31	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	56	0 0 0 0
	0	0	0	0	0	7	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	32	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	57	0 0 0 0
	0	0	0	0	0	8	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	33	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	58	0 0 0 0
	0	0	0	0	0	9	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	34	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	59	0 0 0 0
	0	0	0	0	0	10	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	35	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	60	0 0 0 0
	0	0	0	0	0	11	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	36	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	61	0 0 0 0



【1】 次の文は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年）の目的（第一条）である。  
 (ア)～(オ) にあてはまる適切な語句を①～⑩から選び、番号で答えよ。

この法律は、(ア)の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその(イ)が重んぜられ、その(イ)にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、(ウ)及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に(エ)と個性を尊重し合いながら(オ)する社会の実現に資することを目的とする。

- ① 共生    ② 障害者差別解消法    ③ 行政機関等    ④ 障害者基本法    ⑤ 一般企業等  
 ⑥ 権利    ⑦ 人格    ⑧ 参加    ⑨ 尊厳    ⑩ 人権

(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)
1	2	3	4	5

【2】 次の文は、「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」（平成29年3月 文部科学省）の第1部 概論（導入編）の中の記述である。適切でないものを①～⑤から選び、番号で答えよ。

- ① 各学校において行う特別支援教育の対象は、特別支援学級はもとより、通常の学級を含む、全ての教育上特別の支援を必要とする児童等であり、特別支援教育は、学校教育法第81条第2項各号に記載されている障害種のみならず、あらゆる障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を指す。  
 ② 法律上は、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとされている。  
 ③ 特別支援教育を行うには、必ず医師による診断が必要である。  
 ④ 小・中学校の通常の学級に、6.5%の割合で、学習面又は行動面において困難のある児童等が在籍し、この中には発達障害のある児童等が含まれている可能性があるという推計結果（平成24年文部科学省調査）もあり、全ての教員が、特別支援教育に関する一定の知識や技能を有することが求められる。  
 ⑤ 特別支援教育を基盤として、障害の有無にかかわらず、全ての児童等が互いの違いや個性を認め合う学校・学級作り、そして、全ての児童等の成長を促進する基盤的な環境整備が進められることが、ひいては共生する社会の実現につながる。

6

【3】 次の文は、「障害者基本計画（第4次）」（平成30年3月 内閣府）の中で示された「インクルーシブ教育システムの推進」の中の記述である。（ア）～（オ）にあてはまる適切な語句の組合せを①～⑤から選び、番号で答えよ。

障害のある幼児児童生徒の自立と（ア）に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、基礎的環境の整備を進めつつ、個別の指導計画や個別の教育支援計画の活用を通じて、幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校等に在籍する障害のある幼児児童生徒が（イ）の提供を受けながら、適切な指導や必要な支援を受けられるようにする。こうした取組を通じて、障害のある幼児児童生徒に提供される配慮や学びの場の選択肢を増やし、障害の有無にかかわらず可能な限り共に教育を受けられるように条件整備を進めるとともに、個々の幼児児童生徒の（ウ）に最も的確に応える指導を受けることのできる、インクルーシブ教育システム（包容する教育制度）の整備を推進する。

あわせて、「いじめの防止等のための基本的な方針」を踏まえ、障害のある児童生徒が関わるいじめの防止や早期発見等のための適切な措置を講ずるとともに、いわゆる「（エ）」を踏まえ、学校の教育活動全体を通じた障害に対する理解や交流及び（オ）の一層の推進を図り、偏見や差別を乗り越え、障害の有無等にかかわらず互いを尊重し合いながら協働する社会を目指す。

- |   |   |      |   |       |   |        |   |          |   |      |
|---|---|------|---|-------|---|--------|---|----------|---|------|
| ① | ア | 社会参加 | イ | 合理的配慮 | ウ | 教育的ニーズ | エ | 社会モデル    | オ | 共同学習 |
| ② | ア | 社会生活 | イ | 支援    | ウ | 教育的ニーズ | エ | 主体的な取り組み | オ | 共同社会 |
| ③ | ア | 社会参加 | イ | 支援    | ウ | 必要な支援  | エ | 主体的な取り組み | オ | 共同学習 |
| ④ | ア | 社会生活 | イ | 支援    | ウ | 必要な支援  | エ | 社会モデル    | オ | 共同学習 |
| ⑤ | ア | 社会参加 | イ | 合理的配慮 | ウ | 教育的ニーズ | エ | 社会モデル    | オ | 共同社会 |

【4】 次の文は、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（平成24年7月 中央教育審議会）の中で示された「合理的配慮」の観点の中の記述である。（ア）～（エ）にあてはまる適切な語句の組合せを①～⑤から選び、番号で答えよ。

〈「合理的配慮」の観点①教育内容・方法〉

認知の特性、身体の動き等に応じて、具体の学習活動の内容や量、評価の方法等を工夫する。障害の状態、発達の段階、年齢等を考慮しつつ、卒業後の生活や進路を見据えた学習内容を考慮するとともに、学習過程において人間関係を広げることや（ア）の機会を増やすこと等に留意する。

適切な人間関係を構築するため、集団におけるコミュニケーションについて配慮するとともに、他の幼児児童生徒が障害について理解を深めることができるようにする。学習に見通しが持てるようにしたり、周囲の状況を判断できるようにしたりして（イ）を取り除く。また、健康状態により、学習内容・方法を柔軟に調整し、障害に起因した不安感や孤独感を解消し（ウ）を高める。

〈「合理的配慮」の観点③施設・設備〉

幼児児童生徒一人一人が障害の状態等に応じ、十分に学習に取り組めるよう、必要に応じて様々な（エ）の導入や施設の整備を行う。また、一人一人の障害の状態、障害の特性、認知特性、体の動き、感覚等に応じて、その持てる能力を最大限活用して自主的、自発的に学習や生活ができるよう、各教室等の施設・設備について、分かりやすさ等に配慮を行うとともに、日照、室温、音の影響等に配慮する。

- |   |   |           |   |       |   |       |   |         |
|---|---|-----------|---|-------|---|-------|---|---------|
| ① | ア | 他者理解・環境把握 | イ | 心理的不安 | ウ | 自己肯定感 | エ | バリアフリー化 |
| ② | ア | 自己選択・自己判断 | イ | 心理的不安 | ウ | 自己肯定感 | エ | 教育機器等   |
| ③ | ア | 他者理解・環境把握 | イ | 身体的緊張 | ウ | 心理的安定 | エ | 教育機器等   |
| ④ | ア | 自己選択・自己判断 | イ | 身体的緊張 | ウ | 心理的安定 | エ | 教育機器等   |
| ⑤ | ア | 自己選択・自己判断 | イ | 心理的不安 | ウ | 自己肯定感 | エ | バリアフリー化 |

【5】 次の文は、「視機能障害」についての記述である。文中の（ア）～（オ）にあてはまる適切な語句の組合せを①～⑤から選び、番号で答えよ。

視野とは、正面を見ている場合に、同時に上下左右などの各方向が見える範囲である。この範囲が、周囲の方から狭くなって中心付近だけが残ったものを（ア）という。残った視野が中心部10度以内になると視力が低下しなくても（イ）や周囲の状況把握に著しく不自由になる。逆に、周囲は見えるが、中心部だけが見えない場合がある。これを（ウ）という。中心部が見えないと視力が低下するので、視力障害として取り扱われるのが一般的である。

（エ）障害には、暗順応障害と明順応障害がある。

暗順応は、うす暗い光の中でも次第に目が慣れる現象である。暗順応障害では、目が慣れるのに著しく時間がかかる。また、暗いところではほとんど見えず、夜道などを歩くのに困難を感じる。夜盲と言われる状態である。

明順応障害は、明るいところで目が慣れにくく見えにくい。昼盲という。また、通常の光でもまぶしさを強く感じる現象を（オ）という。

- |   |   |         |   |         |   |      |   |    |   |     |
|---|---|---------|---|---------|---|------|---|----|---|-----|
| ① | ア | 視野欠損    | イ | 歩行      | ウ | 中心欠損 | エ | 輝度 | オ | 無虹彩 |
| ② | ア | 求心性視野狭窄 | イ | 文字を読むこと | ウ | 中心暗点 | エ | 光覚 | オ | 無虹彩 |
| ③ | ア | 求心性視野狭窄 | イ | 歩行      | ウ | 中心暗点 | エ | 輝度 | オ | 羞明  |
| ④ | ア | 視野欠損    | イ | 文字を読むこと | ウ | 中心欠損 | エ | 輝度 | オ | 羞明  |
| ⑤ | ア | 求心性視野狭窄 | イ | 歩行      | ウ | 中心暗点 | エ | 光覚 | オ | 羞明  |

【6】 次の文は補聴器と人工内耳についての記述である。文中の（ア）～（オ）にあてはまる適切な語句の組合せを①～⑤から選び、番号で答えよ。

#### 補聴器

（ア）して話声の聴取を援助する機能を備えた携帯型の医療機器であり、通常マイクロホン、電子回路、イヤホンで構成される。外観上から、ポケット型、耳かけ型、耳あな型、眼鏡型などに分類される。教育現場では、（イ）電波を用いて、（（イ）補聴器）、あるいは教室内に配置された電磁ループ等を用いて遠隔話者（教員等）の声を直接補聴器に伝えることができるシステムが併用される場合がある。個々の聴力の状態に応じて補聴器の調整を行うことを（ウ）といい、適切な（ウ）を行うことは補聴器装用を行うための必要条件である。

#### 人工内耳

人工内耳を装用したとしても、手術後にすぐに、聞き取りが聴覚に障害のない状態と同等になるわけではない。また、その後の聞き取りにおいても個人差がある。一般的にはごく低年齢で手術を実施することが人工内耳を介した（エ）を行うために重要であると考えられているため、進行性・遅発性難聴の場合を除いて就学後に人工内耳の適応となることはまれである。一般的には人工内耳を装用した状態で（オ）dB程度の装用域値が得られる場合が多い。

- |   |   |      |   |    |   |         |   |         |   |        |
|---|---|------|---|----|---|---------|---|---------|---|--------|
| ① | ア | 音を増幅 | イ | FM | ウ | フィッティング | エ | 音声言語の獲得 | オ | 20から40 |
| ② | ア | 音を増幅 | イ | AM | ウ | マッチング   | エ | 文字の習得   | オ | 40から60 |
| ③ | ア | 音を抽出 | イ | AM | ウ | マッチング   | エ | 音声言語の獲得 | オ | 20から40 |
| ④ | ア | 音を増幅 | イ | FM | ウ | フィッティング | エ | 文字の習得   | オ | 40から60 |
| ⑤ | ア | 音を抽出 | イ | FM | ウ | フィッティング | エ | 音声言語の獲得 | オ | 40から60 |

【7】 次の文は、高等学校における通級による指導について述べられたものである。適切でないものを①～⑤から選び、番号で答えよ。

- ① 特別の教育課程を編成するに当たっては、当該生徒の障害に応じた特別の指導を、高等学校の通常の教育課程に加え、又はその一部に替えることができる。
- ② 通級による指導を履修し、その成果が個別に設定された目標からみて満足できると認められる場合は、当該高等学校の単位を修得したことを認定しなければならない。
- ③ 障害に応じた特別の指導を、必履修教科・科目及び総合的な学習の時間に替えることができる。
- ④ 障害に応じた特別の指導に係る修得単位数は、年間7単位を超えない範囲で全課程の修了を認めるに必要な単位数に加えることができる。
- ⑤ 障害に応じた特別の指導を、専門学科においてすべての生徒に履修させる専門教科・科目に替えることはできない。

11

【8】 次の文は、「教育支援資料」（平成25年 文部科学省）に示された「言語障害」についての記述である。吃音の指導として適切でないものを①～⑤から選び、番号で答えよ。

- ① 話し言葉の流暢性は、聞き手側の態度によって大きく変化する。
- ② 音読であれば、他者と一緒に声を合わせて読むなどの方法によって流暢性が得られることが多い。
- ③ 教師は、子供にとってよい聞き手であることが求められている。
- ④ 声が詰まったときには、口や体の構えを繰り返し練習するよう指導する。
- ⑤ 「吃音は悪いことではない」ということを、学校内の人々や保護者に周知徹底する。

12



【9】 次の文は、病弱教育の対象となる病気について説明したものである。次のア～ウにあてはまる病名として適切なものを、①～⑧から選び、番号で答えよ。

ア 大量の蛋白尿により血清蛋白が減少（低蛋白血症）する疾患で、むくみを認めることが多い。小児では特発性が90%を占め、原因は不明である。好発年齢は2～6歳の幼児期で男子に多い。治療薬としてはステロイド薬が有効であるが、一旦寛解しても再発を繰り返すことが多い。

イ 発作的に脳の神経細胞に異常な電氣的興奮が起こり、その結果、意識、運動、感覚などの突発的な異常を来す病気である。

ウ 診察や検査で詳細に調べると異常が見いだされる身体の病気であって、その病気の始まりと経過にその人の心理的な問題や社会的問題が密接に関係しているものである。子供についても大人と同じ症状を示すのが普通であるが、一方、子供に特徴的に出現するものもある。

- ① 摂食障害                      ② てんかん                      ③ 進行性筋ジストロフィー                      ④ 糖尿病  
⑤ ネフローゼ症候群                      ⑥ 重症心身障害                      ⑦ ペルテス病                      ⑧ 心身症

ア	イ	ウ
13	14	15

【10】 次の文は、知的障害について述べられたものである。適切でないものを①～⑤から選び、番号で答えよ。

- ① 「他人との意思の交換、日常生活や社会生活、安全、仕事、余暇利用などについての適応能力」も不十分であるので、特別な支援や配慮が必要な状態とされている。また、その状態は、環境的・社会的条件で変わり得る可能性があるといわれている。
- ② 2～3歳以降、言語発達の遅れから保護者が気付いたり、乳幼児健康診査で言語発達が遅いことが分かったりすることを契機に、その後の児童相談所における判定や医療機関における診断により、知的障害があることが判明することが多い。
- ③ 保護者が子供の障害や発達の実態を的確に把握し、それに即した教育の方針、方法が考えられるよう配慮して、教育相談等を行いながら個別の指導計画を作成し、子供の就学先について総合的に判断していくことが大切である。
- ④ 保護者は十分に知識や情報を得ていない場合も多い。そのため、学校や教育相談機関等が、一人一人の子供の状態に即しながら、保護者や家族に情報提供し、適切な助言や支援を行っていくことが大切である。
- ⑤ 学齢期においては、習得した知識が生活に結びつきにくいことや、場面や状況を理解した上での適切な判断や行動が難しい場合が多い。

16

【11】 次の文は、脳性まひについて医学的側面から述べられたものである。(ア)～(ウ)にあてはまる適切な語句の組合せを①～④から選び、番号で答えよ。

「脳性まひ」という用語は、医学的診断名というより、むしろ状態像を表すものである。脳性まひの定義としては、「受胎から新生児期までに（ア）性の病変が脳に発生し、その結果、永続的なしかし変化しうる運動及び姿勢の異常である。ただ、その症状は（イ）歳までに発現する（昭和43年厚生省脳性まひ班会議）」である。脳性まひの症状は、発育・発達につれて変化するが、小学部（ウ）学年の時期に達する頃には、ほぼ固定してくる。

- |   |       |     |     |
|---|-------|-----|-----|
| ① | ア 進行  | イ 1 | ウ 低 |
| ② | ア 進行  | イ 2 | ウ 高 |
| ③ | ア 非進行 | イ 1 | ウ 低 |
| ④ | ア 非進行 | イ 2 | ウ 高 |

17

【12】 次の文は、学習障害について述べられたものである。適切でないものを①～⑤から選び、番号で答えよ。

- ① 聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指す。
- ② 視覚障害、聴覚障害などが、直接の原因となるものではない。
- ③ 知的発達の遅れが見られる場合が多い。
- ④ 失敗や叱責を受けるなどの経験が多いために、自分の能力を発揮できず、あらゆる面で意欲を失っていることがある。
- ⑤ 表れる困難は一人一人異なるので、それに対応した指導が必要である。

18

【13】 次の文は、注意欠陥多動性障害について述べられたものである。適切でないものを①～⑤から選び、番号で答えよ。

- ① 抹消神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されている。
- ② 障害そのものの社会的認知が十分でなく、障害の存在が見逃されやすい。
- ③ 早期からの適切な対応が効果的である場合が多い。
- ④ 反抗挑戦性障害や行為障害などを併存することがある。
- ⑤ 不注意、又は衝動性・多動性を示す状態が継続する。

19

【14】 次の人物は誰か。①～④から選び、番号で答えよ。

1918年頃から肢体不自由児のための病院と学校を兼ねた「夢の樂園教療所」が必要であると主張した後、ドイツに留学し、クリュッペルハイムを見学した。帰国後の1924年、治療と教育の機能を有し、さらには職業指導も行える施設の必要性を主張し、施設設置のための運動を開始した。

- ① 柏倉松蔵
- ② 永田秀次郎
- ③ 川本宇之介
- ④ 高木憲次

20

- 【15】 次の文は、「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説（平成30年3月）総則編」において「生きる力を育む各学校の特色ある教育活動の展開」の中の一文である。掲げられている（1）～（4）の事項について解説に示されている適切な語句の組合せを①～⑤から選び、番号で答えよ。

学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、第4節の1に示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、次の（1）から（4）までに掲げる事項の実現を図り、児童又は生徒に生きる力を育むことを目指すものとする。

- ① （1）情報活用能力   （2）明るい心   （3）社会への適応   （4）日常生活の指導  
 ② （1）確かな学力   （2）豊かな心   （3）健やかな体   （4）自立活動の指導  
 ③ （1）情報活用能力   （2）明るい心   （3）社会への適応   （4）自立活動の指導  
 ④ （1）確かな学力   （2）豊かな心   （3）健やかな体   （4）日常生活の指導  
 ⑤ （1）情報活用能力   （2）豊かな心   （3）社会への適応   （4）自立活動の指導

21

- 【16】 次の文は、「特別支援学校幼稚部教育要領 小学部・中学部学習指導要領（平成29年4月告示）」において示されている育成を目指す資質・能力の三つの柱である。（ア）～（エ）にあてはまる適切な語句を①～⑧から選び、番号で答えよ。

- （1）（ア）が習得されるようにすること。  
 （2）思考力、判断力、（イ）等を育成すること。  
 （3）（ウ）に向かう力、（エ）等を涵養<sup>かん</sup>すること。

- ① 基本的な生活習慣   ② 人間性   ③ 知識及び技能   ④ 適応力  
 ⑤ 表現力   ⑥ 学び   ⑦ 未来   ⑧ 社会性

(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)
22	23	24	25

【17】 次の文は、「特別支援学校幼稚部教育要領 小学部・中学部学習指導要領（平成29年4月告示）」において、道徳教育における配慮事項について述べられたものである。下線部について適切でないものを①～⑤から2つ選び、番号で答えよ。

中学部においては、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、指導内容の①重点化を図ること。その際、小学部における道徳教育の指導内容をさらに発展させ、自立心や自律性を高め、規律ある生活をする事、②他者を尊重する心や自らの③障害を克服して④気高く生きようとする心を育てること、法やきまりの意義に関する理解を深めること、自らの将来の生き方を考え主体的に社会の形成に参画する意欲と態度を養うこと、⑤伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けることに留意すること。

26	27
----	----

【18】 「小学校学習指導要領解説（平成29年7月）」における通級による指導について、次の問いに答えよ。

(1) 通級による指導の対象とならない者を①～⑩から選び、番号で答えよ。

28
----

(2) 通級による指導に係る授業時数は、年間35単位時間から280単位時間までを標準としているが、年間10単位時間から280単位時間までを標準としている者を①～⑩から2つ選び、番号で答えよ。

- |              |         |        |         |
|--------------|---------|--------|---------|
| ① 知的障害者      | ② 言語障害者 | ③ 自閉症者 | ④ 情緒障害者 |
| ⑤ 注意欠陥多動性障害者 | ⑥ 学習障害者 | ⑦ 難聴者  | ⑧ 弱視者   |
| ⑨ 肢体不自由者     | ⑩ 病弱者   |        |         |

29	30
----	----

【19】 次の表は、「特別支援学校幼稚部教育要領 小学部・中学部学習指導要領（平成29年4月告示）」に示されている知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校小学部〔体育〕における各段階の目標についてまとめたものである。(a)～(e)にあてはまる適切な語句の組合せを①～⑤から選び、番号で答えよ。

1段階	2段階	3段階
ア 教師と一緒に、楽しく体を動かすことができるようにするとともに、健康な生活に必要な事柄ができるようにする。	ア 教師の支援を受けながら、楽しく( b )ができるようにするとともに、健康な生活に必要な事柄ができるようにする。	ア 基本的な運動の楽しさを感じ、その行い方を知り、基本的な動きを身に付けるとともに、健康や( d )について知り、健康な生活ができるようにする。
イ 体を動かすことの楽しさや( a )を表現できるようにするとともに、健康な生活を営むために必要な事柄について教師に伝えることができるようにする。	イ 基本的な運動に慣れ、その楽しさや( c )を表現できるようにするとともに、健康な生活に向け、感じたことを他者に伝える力を養う。	イ 基本的な運動の楽しみ方や健康な生活の仕方について工夫するとともに、考えたことや気付いたことなどを他者に伝える力を養う。
ウ 簡単な合図や指示に従って、楽しく運動をしようとしたり、健康に必要な事柄をしようとしたりする態度を養う。	ウ 簡単なきまりを守り、友達とともに安全に楽しく運動をしようとしたり、健康に必要な事柄をしようとしたりする態度を養う。	ウ きまりを守り、自分から友達と仲よく楽しく運動をしたり、( e )に気を付けたりしようとするとともに、自分から健康に必要な事柄をしようとする態度を養う。

- ① (a) 喜び (b) 簡単な運動 (c) 感じたこと (d) 病気の予防 (e) 場や用具の安全  
 ② (a) 喜び (b) 基本的な運動 (c) 感じたこと (d) 身体の変化 (e) 周囲の状況  
 ③ (a) 心地よさ (b) 基本的な運動 (c) 喜び (d) 病気の予防 (e) 場や用具の安全  
 ④ (a) 心地よさ (b) 基本的な運動 (c) 感じたこと (d) 身体の変化 (e) 場や用具の安全  
 ⑤ (a) 心地よさ (b) 簡単な運動 (c) 喜び (d) 病気の予防 (e) 周囲の状況

【20】 次の文は「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説（平成30年3月）自立活動編」において、自立活動の指導の特色について述べられたものである。（ア）～（エ）にあてはまる適切な語句を①～⑧から選び、番号で答えよ。

自立活動の指導は、個々の幼児児童生徒が（ア）を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を（イ）に改善・克服しようとする取組を促す教育活動であり、個々の幼児児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に即して指導を行うことが基本である。そのため、自立活動の指導に当たっては、個々の幼児児童生徒の的確な（ウ）に基づき、指導すべき課題を明確にすることによって、個別に指導目標（ねらい）や具体的な指導内容を定めた（エ）が作成されている。

- ① 客観的    ② 実態把握    ③ 評価    ④ 主体的    ⑤ 個別の指導計画  
⑥ 自立    ⑦ 教育課程    ⑧ 人間形成

(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)
32	33	34	35

【21】 「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説（平成30年3月）自立活動編」における「自立活動の個別の指導計画の作成と内容の取扱い」に示された事項のうち、適切でないものを①～⑤から2つ選び、番号で答えよ。

- ① 児童又は生徒が、興味をもって主体的に取り組み、成就感を味わうとともに自己を肯定的に捉えることができるような指導内容を取り上げること。  
② 個々の児童又は生徒が、活動しやすいように自ら環境を整えたり、必要に応じて周囲の人に支援を求めたりすることができるような指導内容を計画的に取り上げること。  
③ 生徒の学習の状況や結果を、すべて自立活動教諭が取りまとめ、個別の指導計画に記入すること。  
④ 個々の児童又は生徒の発達の遅れている側面に着目し、それを改善できるような指導内容を重点的に取り上げること。  
⑤ 個々の幼児児童生徒に長期的及び短期的な観点から指導目標（ねらい）を定め、その達成のために必要な項目を段階的に取り上げる。

36	37
----	----

【22】 次の文は、「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説（平成30年3月）自立活動編」における、「具体的指導内容と留意点」についての記述である。次の問いに答えよ。

(1) 「心理的な安定」の区分に含まれないものを①～⑤から選び、番号で答えよ。

- ① 自閉症のある幼児児童生徒で、他者に自分の気持ちを適切な方法で伝えることが難しい場合、自分を落ち着かせることができる場所に移動して、慣れた別の活動に取り組むなどの経験を積み重ねていながら、その興奮を静める方法を知ることを指導することが大切である。
- ② 障害が重度で重複している幼児児童生徒は、情緒が安定しているかどうかを把握することが困難な場合がある。そのような場合には、その判断の手掛かりとして「快」、「不快」の表出の状態を読み取ることが重要である。
- ③ 肢体不自由があるために移動が困難な幼児児童生徒の場合、手段を工夫し実際に自分の力で移動ができるようになるなど、障害に伴う困難を自ら改善し得たという成就感がもてるような指導を行うことが大切である。
- ④ ADHDのある幼児児童生徒の場合、注意機能の特性により、注目すべき箇所がわからない、注意持続時間が短い、注目する対象が変動しやすいなどから、学習等に支障をきたすことがある。そこで、注目すべき箇所を色分けしたり、手で触れるなど他の感覚も使ったりして、自分に合った注意集中の方法を積極的に使用できるようにすることが大切である。
- ⑤ 視覚障害のある幼児児童生徒の場合、見えなかったり、見えにくかったりして周囲の状況を即座に把握することが難しいため、初めての環境や周囲の変化に対して、不安になることがある。そこで、教師が周囲の状況を説明するとともに、幼児児童生徒が状況を把握するための時間を確保したり、急激な変化を避けて徐々に環境に慣れたりすることが大切である。

38

(2) 自立活動の「他者とのかかわりの基礎に関すること」の項目は、自立活動の六つの区分のうち、どの区分に該当するかを①～⑥から選び、番号で答えよ。

- ① 環境の把握      ② コミュニケーション      ③ 人間関係の形成
- ④ 身体の動き      ⑤ 健康の保持      ⑥ 心理的な安定

39









